

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合財務規則

平成 17 年 3 月 22 日

組 合 規 則 第 49 号

改正 平成 17 年 4 月 1 日組合規則第 50 号 平成 19 年 3 月 1 日組合規則第 56 号

第 1 条 組合会計の歳入歳出決裁は、別に定める決裁規程による。

第 2 条 組合会計の歳入歳出事務は地方自治法第 171 条第 4 項の規程により、会計管理者より事務の委任（様式第 1 号）を受けた者が行う。

第 3 条 前 2 条に定めるもののほか、別に定める経理規程による。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日組合規則第 49 号)

この規則は公布の日から施行し、平成 17 年 3 月 22 日から適用する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日組合規則第 50 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 1 日組合規則第 56 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

地方自治法第171条第4項の規定により次のとおり委任する。

平成 年 月 日

柵原吉井特別養護老人ホーム組合会計管理者

委任を受ける者

柵原吉井特別養護老人ホーム組合出納員
特別養護老人ホーム吉井川荘

委任する事務

柵原町吉井町特別養護老人ホーム組合会計において

- 1 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む）の出納及び保管を行うこと。
- 2 小切手を振り出すこと。
- 3 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む）の出納及び保管を行うこと。
- 4 物品（基金に関する動産を含む）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと。
- 5 現金及び財産の記録、管理を行うこと。
- 6 支出負担行為に関する確認を行うこと。